現金取引についての日銀ネット電磁的記録の

確認等に関する細則

（趣旨）

第１条　この細則は、日本銀行金融ネットワークシステム（以下「日銀ネット」という。）上の電磁的記録（以下「日銀ネット電磁的記録」という。）を、現金取引の事実を証するものとして取扱うことに伴い必要となる事項を定めるものとする。

（定義）

第２条　この細則において使用する用語は、当座勘定規定において使用する用語の例によるほか、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

（１）現金取引

現金による当座勘定への入金および当座勘定の払戻（戸田分館における現金による当座勘定への入金および当座勘定の払戻を除く。）のうち、次のいずれかに該当する取引をいう。

イ．日銀ネット電磁的記録に基づき、当該当座勘定への入金および当座勘定の払戻に対応するものとして日本銀行が作成し送信する通知の対象となる取引

ロ．日銀ネット電磁的記録使用金融機関に属する取引先であって、当座勘定取引について日銀ネットを利用しない先が行う市中流通拠点、保管店または直送場所における現金による当座勘定への入金にかかる取引

（２）日銀ネット電磁的記録使用金融機関

日銀ネット電磁的記録を日本銀行との間で行う現金取引の事実を証するものとして取扱うことに関して、日本銀行に証を提出した取引金融機関をいう。

（３）当座勘定払戻先

自己の当座勘定の払戻を受ける取引先をいう。

（４）払戻請求入力先

当座勘定の払戻の請求を日銀ネットにより行う取引先をいう。

（電磁的記録の確認）

第３条　日銀ネット電磁的記録使用金融機関は、現金取引を行った後、当該現金取引を行った日の当日中に、当座勘定への入金の場合にあっては、日銀ネット電磁的記録に基づき当該現金取引に対応するものとして日本銀行が作成し送信する当座勘定入金通知により、同通知の取引実行日、入金先および入金額欄に表示された内容（以下「入金通知内容」という。）が当該現金取引の事実と相違ないことを、当座勘定の払戻の場合にあっては、日銀ネット電磁的記録に基づき当該現金取引に対応するものとして日本銀行が作成し送信する当座勘定引落通知（払戻請求（日本銀行本支店等））により、同通知の取引実行日、引落先および引落額欄に表示された内容（以下「払戻通知内容」という。）が当該現金取引の事実と相違ないことを、それぞれ確認する。

２．前項の当座勘定の払戻の場合において、当該現金取引にかかる当座勘定払戻先が当座勘定取引について日銀ネットを利用しない先であるときは、当該現金取引にかかる払戻請求入力先が当座勘定払戻先に代わって、同通知の払戻通知内容が当該現金取引の事実と相違ないことを確認のうえ、確認結果を当座勘定払戻先に適宜の方法により連絡する。

２．の２　第１項の当座勘定への入金の場合において、当該現金取引が第２条（１）ロ．に定めるものであるときは、当該現金取引にかかる取引先と同一の日銀ネット電磁的記録使用金融機関に属する取引先であって、当座勘定取引について日銀ネットを利用する先が、日銀ネット電磁的記録に基づき当該現金取引に対応するものとして日本銀行が作成する当座勘定取引の受払明細を取得し、当該現金取引にかかる取引先に適宜の方法により交付する。当該現金取引にかかる取引先は、交付を受けた受払明細に記載された当該現金取引に対応する明細の取引実行日、入金先および入金額欄に表示された内容（以下「入金明細」という。）が当該現金取引の事実と相違ないことを確認する。

３．日銀ネット電磁的記録使用金融機関は、現金取引を行った後、日銀ネットの障害等により第１項または前項に規定する確認ができない場合には、直ちに、当該現金取引にかかる取引先（当座勘定の払戻の場合にあっては、当座勘定払戻先。以下同じ。）を通じて当該取引先の勘定店にその旨を連絡する。

（異議の申出）

第４条　日銀ネット電磁的記録使用金融機関は、第３条に基づく確認の結果、入金通知内容、払戻通知内容または入金明細について異議がある場合には、当該現金取引を行った日の午後５時までに、当該現金取引にかかる取引先を通じて当該取引先の勘定店に書面により異議の申出を行うものとする。

２．日銀ネット電磁的記録使用金融機関は、前項に規定する異議の申出を行うことが困難な場合には、当該現金取引を行った日の午後５時までに、その旨を当該現金取引にかかる取引先を通じて当該取引先の勘定店に速やかに連絡し、その指示に従うものとする。

３．日本銀行は、日銀ネット電磁的記録使用金融機関から前２項に基づく異議の申出または連絡が行われない場合には、日銀ネット電磁的記録使用金融機関が当該現金取引にかかる日銀ネット電磁的記録の内容を承認したものとみなす。

（日銀ネット障害時等の取扱い）

第５条　日本銀行は、日銀ネットの障害等によりこの細則の規定による取扱いができないと認めた場合には、この細則の規定と異なる取扱いをし、または日銀ネット電磁的記録使用金融機関にこの細則の規定と異なる取扱いを指示することができる。

（所要事項の決定等）

第６条　日本銀行は、現金取引についての日銀ネット電磁的記録の確認にかかる事務の適切な運用を確保するため、この細則に定めるもののほか、所要の事項を定め、または所要の措置を講じることができる。

（細則の改正）

第７条　日本銀行は、現金取引についての日銀ネット電磁的記録の確認にかかる事務の適切な運用を確保するため、必要ある場合は、この細則を改正することができる。